

令和3年10月4日
中国四国産業保安監督部四国支部

自家用電気工作物の保安管理業務における点検の未実施について（報告徴収）

中国四国産業保安監督部四国支部は、一般財団法人四国電気保安協会（以下「保安協会」という。）が保安管理業務を受託する自家用電気工作物設置事業場の一部において、点検が未実施であることを確認したため、保安協会に対して嚴重注意を行うとともに電気事業法第106条第6項の規定に基づき報告を求めました。

1. 保安協会が電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき保安管理業務を受託している自家用電気工作物設置事業場の一部において、同法第42条第1項に基づき当該設置者が経済産業大臣に届け出た保安規程に基づく点検を実施していないことを確認したため、同法施行規則第53条第3項に規定する職務誠実義務に違反するものであることから、保安協会に対し、嚴重注意を行うとともに同法106条第6項の規定に基づき報告を求めました。
2. 報告徴収の内容
 - ①点検未実施について、保安協会の全事業所において同様な事案がないか、確認のうえ、その結果を報告すること
 - ②内部監査も含め、管理体制や業務処理ルールの改善等を含めた具体的な再発防止対策を策定し、報告すること

（本件に関する問合せ先）
中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課
課長：中村
担当：岡本、井上
電話：087-811-8585（直通）